

大和市市税等徴収嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第2号

大和市市税等徴収嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市市税等徴収嘱託員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条第3項」を「第5条第5項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

⇒ 別添エクセルファイル

（第 号 大和市市税等徴収嘱託員の設置に関する規則の別記様式）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。